一次エネ等級用

平成27年2月3日現在

外皮等面積計算のための 長さ・面積の拾い方

『「一次エネルギー消費量等級」における外皮等面積計算と図面への記載』別添

(1) 水平方向の面積算定

• • • P2∼6

(2) 垂直方向の面積算定

• • • P7∼14

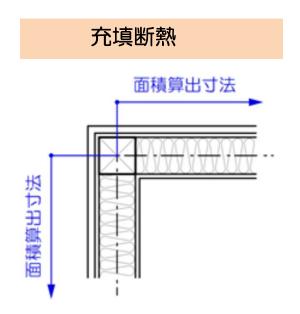
(3) 一次エネルギー消費量基準における床面積の算定

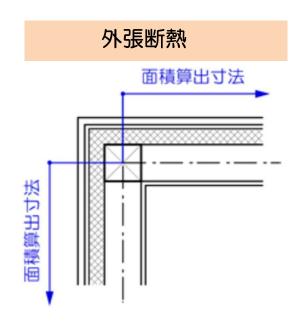
• • • P15∼16

寸法の押さえ方

熱的境界となる壁心(たて枠心)間の寸法を用いて、面積を算定します。

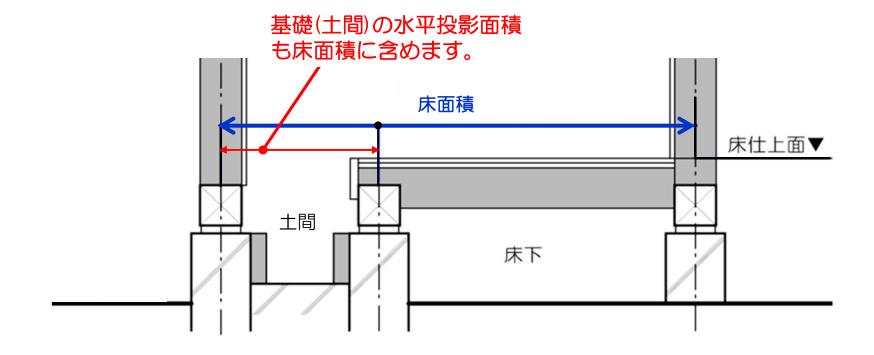
※ただし、所管行政庁において寸法の考え方が異なる場合は、当該所管行政庁における建築基準法の面積算出の考え方に従う 必要があります。





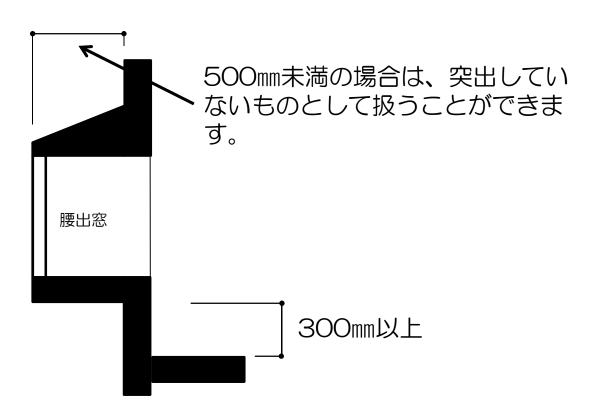
土間床の取扱い

土間床がある場合は、当該土間床も床面積に算入します。



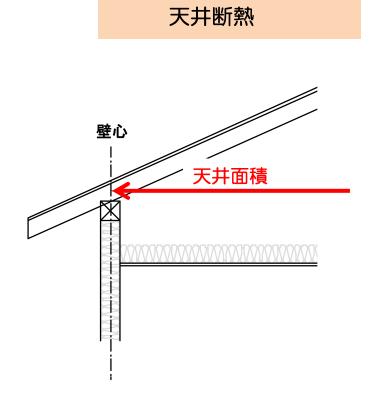
出窓の取扱い

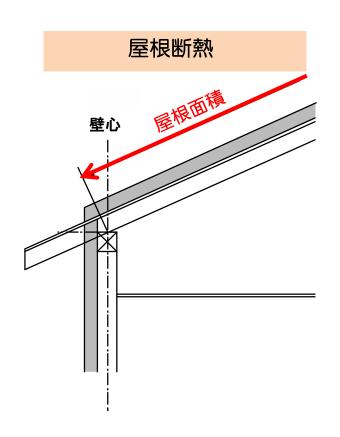
壁面(壁心ではなく、壁外面)からの突出が500 mm未満の腰出窓(下端の床面からの高さが 300mm以上であること。)の場合は突出していないものとして扱うことができます。



屋根の取扱い

勾配屋根について、屋根断熱とする場合は「勾配なり」に屋根面積を算定します。





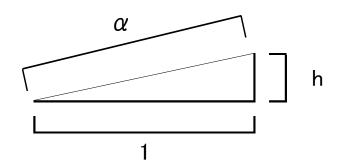
屋根の取扱い(勾配屋根の面積算定に使用する伸び率)

屋根断熱とする場合、勾配屋根の面積は、水平投影面積に伸び率(勾配係数)を乗じて算定します。

勾配屋根面積 = 水平投影面積 \times μ び率(勾配係数) α

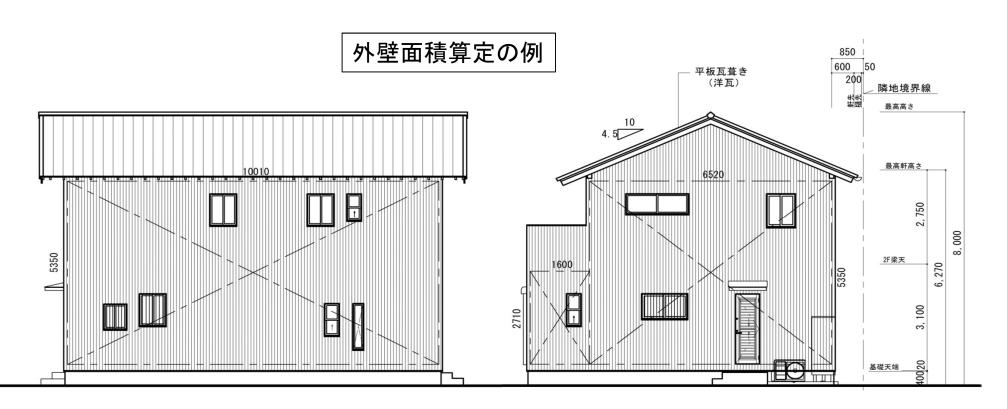
分数勾配h	伸び率(勾配係数)α
3/10	1. 044
4/10	1. 077
5/10	1. 118
5. 9/10	1. 161
6/10	1. 166
7/10	1. 220
8/10	1. 280
9/10	1. 345

伸び率(勾配係数) $\alpha = \sqrt{1^2 + h^2}$ ※小数点第四位を切り捨てにて算定

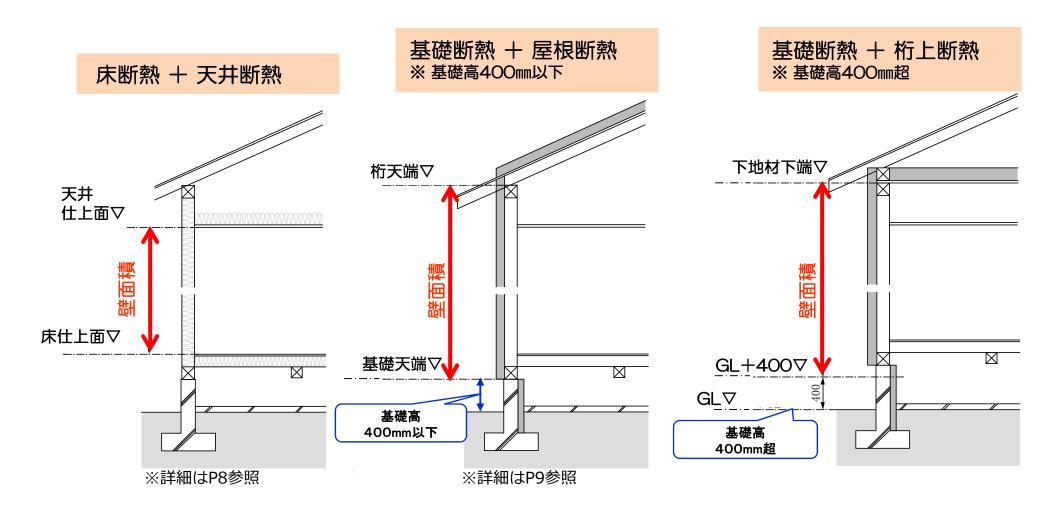


外壁面積算定

方位毎の外壁面積 = 壁心寸法 × 断熱材間寸法 - 開口部面積 (水平方向) (垂直方向)



寸法の押さえ方



寸法の押さえ方の詳細(天井断熱+床断熱の場合)

上端

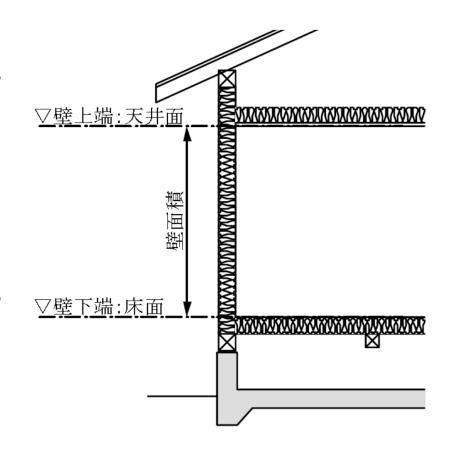
上端の測定開始点は以下のいずれかによります。

- ・天井断熱材の下端
- ・天井仕上材の下端 (ただし、断熱材と仕上材が接している場合に 限ります。)

下端

下端の測定開始点は以下のいずれかによります。

- ・床断熱材の上端
- ・床仕上材の上端 (ただし、断熱材と仕上材が接している場合に 限ります。)



垂直方向の面積算定

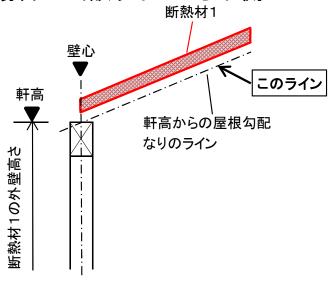
寸法の押さえ方の詳細(屋根断熱の場合)

上端

上端の測定開始点は、下記の区分に応じ、それぞれ当該区分によります。

① 断熱材1

桁上端で壁心の位置から屋根勾配なりに 棟までのラインより上部に断熱材が施工され ている場合は当該ラインから下側

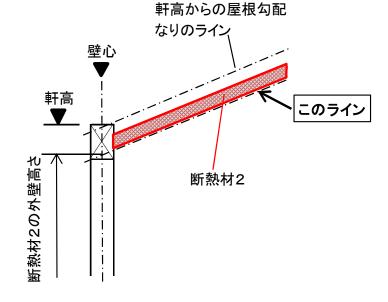


で外壁高さとすることも可能

※断熱材1の下端と壁心の交点

② 断熱材2

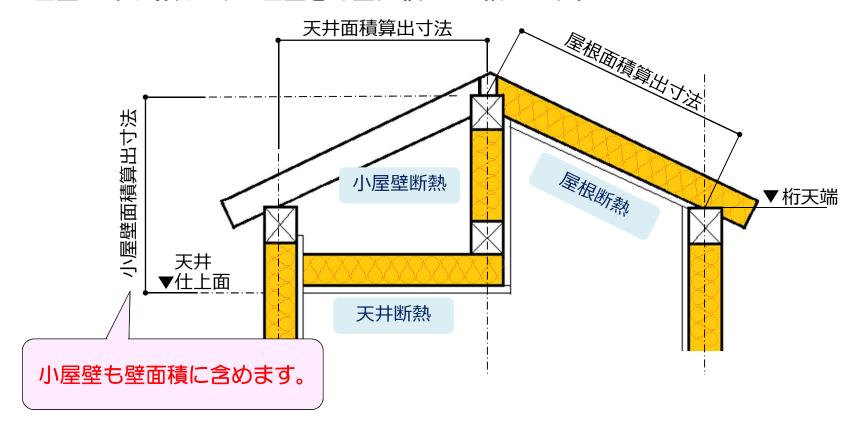
桁上端で壁心の位置から屋根勾配なりに棟まで のラインより下部に断熱材が施工されている場合 は、断熱材の下端と壁心が交わるラインから下側



※ 断熱材と仕上材が接している場合は、断熱材の下端ではなく、仕上材の下端からとすることができます。

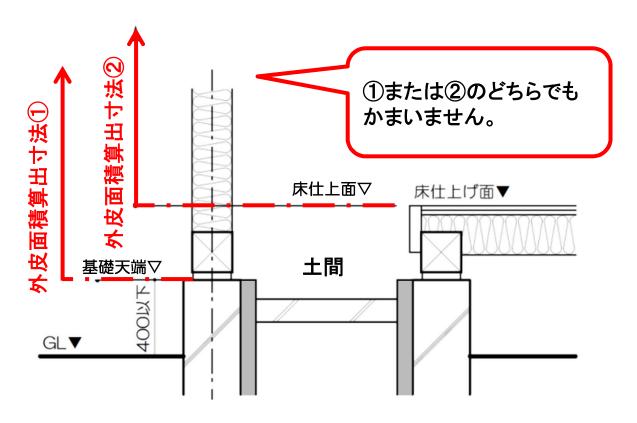
小屋裏がある箇所の外皮面積の取扱い

小屋壁がある場合は、小屋壁を外壁面積として拾います。



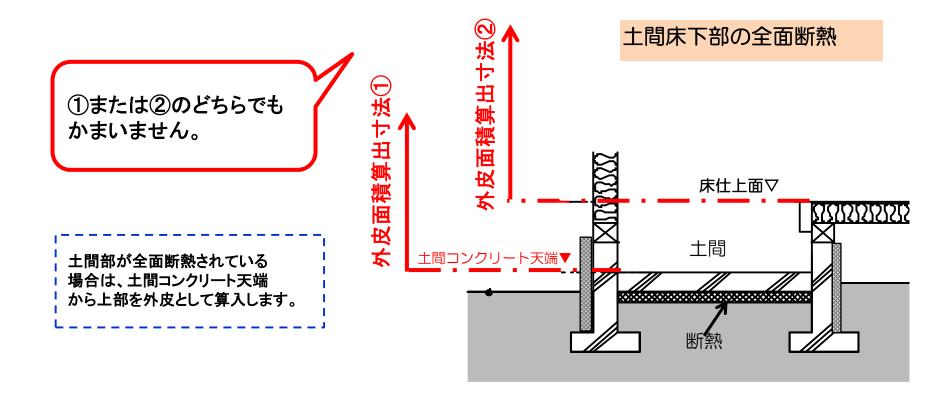
土間がある箇所の外皮面積の取扱い

一部が土間である箇所の外皮面積は、下図の①または②のいずれでもかまいません。



基礎まわりの外皮面積の取扱い

土間部を全面断熱している場合の外皮面積は、下図の①または②のいずれでもかまいません。



開口部の取扱い

窓やドアは、カタログ等に記載されている呼称幅・呼称高等の寸法を用いて面積を算定します。

-	モジュール区分								
サッシ	窓区分		呼称幅		060	069	074	114	119
힐			(旧呼	称幅)	(2尺)	(2.4尺入隅)	(3尺)	(3.9尺入隅)	(4.5尺)
区分	分	呼称高	内法基	隼 wmm	600	690	740	1,145	1,195
			hmm	$H \diagdown Wmm$	640	730	780	1,185	1,235
		障子枚数		2	2	2	2	2	
		03	300	370	06003	06903	07403		11903
	窓	05	500	570	06005	06905	07405	11405	11905
		07	700	770	06007	06907	07407	11407	11907
	心	09	900	970	06009	06909	07409	11409	11909

※ 躯体部の開口寸法・建具の出来寸法でも可

(3) 一次エネルギー消費量基準における床面積の算定

室の分類

住宅の床面積は、「主たる居室」、「その他の居室」、「非居室」に分けて算定します。

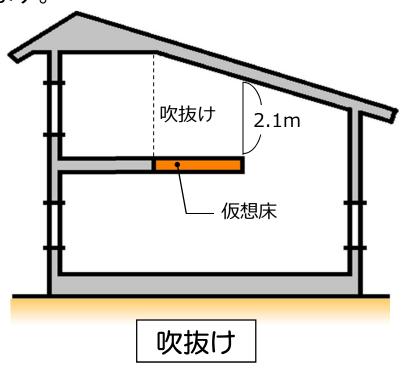
主たる居室	熱的境界の内側に存する居室のうち、基本生活行為において、就寝を除き 日常生活上在室時間が長い居室等のことであり、居間(リビング)、食堂(ダ イニング)及び台所をいいます。
その他の居室	熱的境界の内側に存する居室のうち、「主たる居室」以外の居室をいい、寝室、洋室及び和室などです。
非居室	熱的境界の内側に存する居室以外の空間をいい、浴室、トイレ、洗面所、廊下、玄関、間仕切りや扉等で区切られた押し入れ、並びにクローゼット等の 収納などです。
合計	「主たる居室」、「その他の居室」及び「非居室」の合計です。

- ※ 間仕切り壁や扉等がなく、水平方向及び垂直方向に空間的に連続する場合は、 ひとつの室とみなして床面積を算出します。
 - ・「主たる居室」と空間的に連続する「その他の居室」及び「非居室」は「主たる居室」 室」に含めます。
 - 「その他の居室」と空間的に連続する「非居室」は「その他の居室」に含めます。

(3) 一次エネルギー消費量基準における床面積の算定

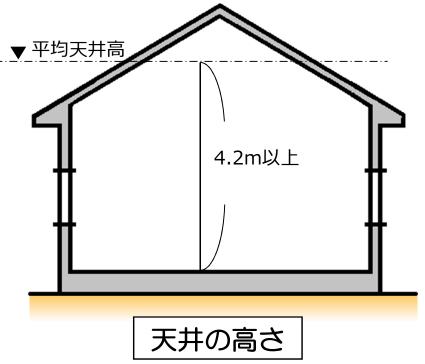
吹き抜け等の扱い

吹抜け部分及び天井の高さが4.2m以上の場合には、仮想床があるものとみなし、床面積を 算定します。



吹抜け部分に仮想床があるものとみなして、 吹抜けが存する居室または非居室の床面 積に加算します。

※仮想床からの天井の高さが2.1m未満の場合は除きます。



平均天井の高さが4.2m以上の場合には、 仮想床があるものとみなして、その居室ま たは非居室の床面積を2倍にします。